

令和6年（行ニ）第43号 裁判所調査官忌避申立て事件

（基本事件 令和6年（行ナ）第68号）

申立人 野川等 外4名

即時抗告申立書

2025年（令和7年）6月24日

最高裁判所第二小法廷 御中

申立人ら代理人

弁護士 近 藤 博 徳

弁護士 椎 名 基 晴

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育 哉

掲記事件について、最高裁判所が令和7年6月18日になした決定に対して、即時抗告を申し立てる。

第1 原決定の表示

第1 主文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ては不適法である。

第2 申立ての趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 最高裁判所令和6年（行ナ）第68号事件について、同事件の対象事件に關与した裁判所調査官ら（氏名不詳）に対する忌避は理由がある。との裁判を求める。

第3 申立ての理由

1 原決定の理由について

原決定が申立てを不適法とした理由は明らかではないが、民事訴訟法に最高裁判所調査官を忌避対象とする明文が存在しないことを根拠とする趣旨と解される。

しかし、最高裁判所調査官に民訴法24条ないし27条が類推適用されるべきことは、原審にかかる忌避申立書で述べたとおりである。抗告審ではそれらに加えて、司法の中立・公正らしさを高らかに謳った寺西判事補懲戒処分事件での最高裁大法廷による判示を引用して、次の2のとおり主張する。

2 抗告審における理由の追加：司法の「公正らしさ」

寺西判事補懲戒処分事件で最高裁大法廷（1998年（平成10年）12月1日最高裁判所大法廷決定、最高裁判所民事判例集52巻9号1761頁）は、次のとおり判示した。曰く、

「憲法は、近代民主主義国家の採る三権分立主義を採用している。その中で、司

法は、法律上の紛争について、紛争当事者から独立した第三者である裁判所が、中立・公正な立場から法を適用し、具体的な法が何であるかを宣言して紛争を解決することによって、国民の自由と権利を守り、法秩序を維持することをその任務としている。このような司法権の担い手である裁判官は、中立・公正な立場に立つ者でなければならず、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法と法律にのみ拘束されるものとされ（憲法76条3項）、また、その独立を保障するため、裁判官には手厚い身分保障がされている（憲法78条ないし80条）のである。裁判官は、独立して中立・公正な立場に立ってその職務を行わなければならないのであるが、外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが要請される。司法に対する国民の信頼は、具体的な裁判の内容の公正、裁判運営の適正はもとより当然のこととして、外見的にも中立・公正な裁判官の態度によって支えられるからである。したがって、裁判官は、いかなる勢力からも影響を受けることがあってはならず、とりわけ政治的な勢力との間には一線を画さなければならない。そのような要請は、司法の使命、本質から当然に導かれるところであり、現行憲法下における我が国の裁判官は、違憲立法審査権を有し、法令や処分の憲法適合性を審査することができ、また、行政事件や国家賠償請求事件などを取り扱い、立法府や行政府の行為の適否を判断する権限を有しているのであるから、特にその要請が強いというべきである。」

同決定は、現行憲法下における司法権は、独立して中立・公正な立場に立って行使されるのみでなく、外見的にも中立・公正であることすなわち「中立・公正らしさ」が要請されるとして、裁判官の集会の自由及び表現の自由（憲法21条）を極めて強く制約することを容認したものである。

司法の「中立・公正らしさ」を裁判官の基本的な人権保障よりも優先すべきとする最高裁のこの方針に従うなら、対象事件に関与した調査官が再審の審理に関わることは司法の「公正らしさ」を害することが明らかであり、許されないはずである。ましてや、対象事件の決定の原案を作成した調査官を再審に関与させない

としても、同人らの基本的人権が制約されることもないから、調査官に忌避制度を類推する許容性もある。

そもそも本件は、「現行憲法下における我が国の裁判官は、違憲立法審査権を有し、法令や処分 of 憲法適合性を審査することができ、また、行政事件や国家賠償請求事件などを取り扱い、立法府や行政府の行為の適否を判断する権限を有している」にもかかわらず、最高裁第一小法廷が、調査官報告書に従い、訴訟物判断の不可欠の前提である国籍法11条1項の憲法適合性（東京地裁2021年1月21日判決、東京高裁2023年2月21日判決の判決文を参照。）について判断を回避したことから始まった。本件の審理では、「中立・公正らしさ」を最高裁が示して司法に対する国民の信頼をつなぎとめることができるか否かという視点が重要である。司法の「中立・公正らしさ」が保たれていることを最高裁が示すには、本件の最高裁調査官に忌避制度を類推適用する以外の手段はない。

したがって、最高裁の判例に照らしても、本件では最高裁調査官に民訴法24条ないし27条を類推適用することが必須である。

以上

附属書類

即時抗告申立書（副本）	1通
除斥申立書（裁判官）	1通
忌避申立書（裁判官）	1通
忌避申立書（調査官）	1通

以上